

騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	県条例 (騒音)
くい打ち機を使用する作業			
1. 既製ぐい			
ア. もんけん → 該当しません	—	—	—
イ. 圧入式 → 該当しません	—	—	—
ウ. アースオーガー併用	○※1	○	—
エ. その他	○	○	—
2. 場所打ちぐい → 該当しません	—	—	—
くい抜き機を使用する作業			
1. 油圧式	○	—	—
2. その他	○	○	—
くい打ち抜き機を使用する作業			
1. 圧入式	—	—	—
2. その他	○	○	—
びょう打機を使用する作業			
1. リベッティングハンマー	○	—	—
2. その他 → 該当しません	—	—	—
さく岩機を使用する作業 ※2			
1. ブレーカ			
ア. 手持式	○	—	—
イ. その他	○	○	—
2. その他	○	—	—
空気圧縮機を使用する作業			
1. 電動式 → 該当しません	—	—	—
2. その他			
ア. 15kW未満 → 該当しません	—	—	—
イ. 15kW以上 ※3	○	—	—
コンクリートプラントを設けて行う作業			
1. モルタル製造用 → 該当しません	—	—	—
2. その他			
ア. 混練容量0.45m ³ 未満 → 該当しません	—	—	—
イ. 混練容量0.45m ³ 以上	○	—	—
アスファルトプラントを設けて行う作業			
1. 混練重量200kg未満 → 該当しません	—	—	—
2. 混練重量200kg以上	○	—	—
鋼球を使用する作業			
1. 工作物の破壊作業	—	○	○
2. その他	—	—	○
舗装版破碎機を使用する作業			
1. ハンマを落下させるもの ※2	—	○	—
2. その他 → 該当しません	—	—	—
コンクリートカッターを使用する作業 ※2	—	—	○
掘削機を使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械	○	—	—
トラクターショベルを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械	○	—	—
ブルドーザーを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械	○	—	—

(注)※1 打ち込み作業を伴うものに限ります。

※2 移動作業の場合、1日における2地点間の最大距離が50m以下のものに限ります。

※3 さく岩機の動力として使用する作業を除きます。

※4 当該作業において、作業を開始した日に終わるものについては、除かれます。